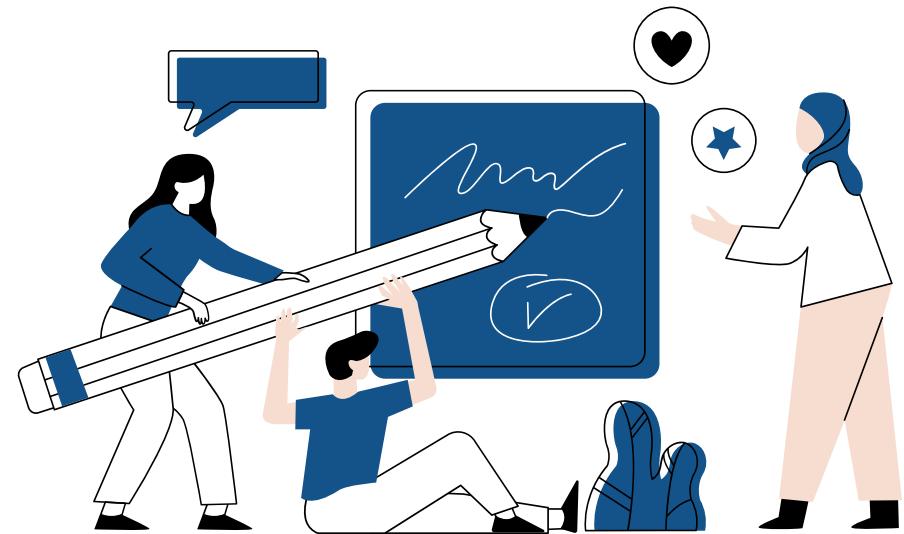


日本学生支援機構 奨学金について



日本学生支援機構奨学金の種類

給付 (返還の義務なし・授業料等減免とセット)

貸与第一種 (返還義務あり・利子なし)

貸与第二種 (返還義務あり・利子あり)

(学部生のみ) 多子世帯の無償化は「給付」奨学金として取り扱います。

(大学院生のみ) 授業料後払い制度は「貸与第一種」奨学金として取り扱います。

主な申請方法について

予約採用

予約採用は、高校生または大学院進学決定者が申請を行い、採用候補者となつた方が入学時に手続きを行うことで採用されます。

在学採用は毎年春と秋に申請が可能であり、申請後各種基準を満たす方が採用されます。

※奨学金は1～3種類を一度に申請することが可能ですが、一度申請し採用されている奨学金に再度申請することは原則としてできません。

在学採用 在学二次採用



家計急変採用 緊急・応急採用

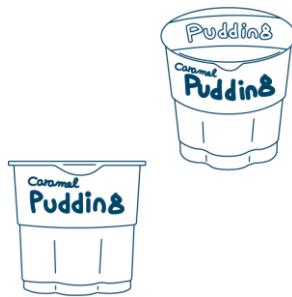
災害や生計維持者の失職等により、家計の急変があつた場合、時期を問わず申請することが可能です。急変日から2ヶ月以内を目安に経済支援担当へご相談ください。

申請にかかる注意点（学部生のみ）



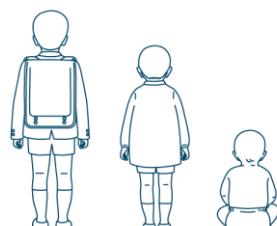
併給調整（併給）

給付奨学金と貸与第一種奨学金の両方で採用されると、給付奨学金の支援区分（I～III、I（多子）～IV（多子）、多子世帯）に応じて貸与第一種奨学金の月額が減額または0円となります。給付奨学金に既に採用されている方が、貸与第一種奨学金を新規申請し採用されている場合（またはその逆）も同様に併給調整がなされます。



併用貸与（併用）

貸与第一種と貸与第二種の両方に採用される（または申請する）ことを併用貸与と呼びます。申請時に「併用」と省略されるため、併給調整（併給）と混同しないようご注意ください。なお、申請時の家計基準に関しては、貸与第一種の基準よりも併用貸与の基準の方が厳しく設定されています。



令和7年度からの多子世帯無償化

令和7年度からの多子世帯の授業料等無償化とは、給付奨学金に申請し採用されることが前提の制度です。授業料等減免申請と併せて必ず給付奨学金の申請を行ってください。